

世田谷区告示第166号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 指定番号

32-D391-08

2 変更の区間

世田谷区上馬三丁目873番27の内から873番11まで

3 変更の区域

延 長 20.79メートル

幅 員 0.59メートルから0.62メートルまで

面 積 12.65平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年3月23日

